



負けるな労働者!

シリーズ



「賃金支払いの5原則」

この5原則により、毎月一定額の賃金が必ず受け取れる仕組みとなっています。
請求する権利は2年間で消滅してしまいます。消滅しないように今すぐ手続きしましょう!

1

通貨払いの原則

現物支給は原則的には禁止されています。また、小切手や外国の通貨で支払うことも認められていません。ただし、労働組合との間で締結された協約で現物支給に関する取決めをした場合は、現物支給とすることができます。

2

直接払いの原則

賃金は現金で直接本人に手渡することが原則。口座振り込みは例外的な取り扱いで、同意しない社員には現金で支払わないといけません。代理人と名乗る者に賃金を支払って紛失した場合は会社が改めて本人に支払わなければなりません。

病気や長期出張中で本人が賃金を受取れない場合、配偶者や子が本人の印鑑を持参し、使者として受け取る場合は例外。

3

全額払いの原則

賃金は全額を支払わないといけません。そのため振り込み手数料を労働者が負担する必要はありません。部分的な支払いや、いかなる名目であっても、賃金からの相殺は原則として許されません。

4

毎月1回以上払いの原則

賃金は毎月1回以上支払わないといけません。年俸制であっても、毎月分割して支払う必要があります。

5

一定期日払いの原則

賃金は一定の期日に支払わないといけません。例えば、毎月25日や毎月末日とようように一定の支払日を定める必要があります。ただし、毎月第3金曜日というような定め方は、支払日が月によって大きく異なるため認められていません。

ひとりでも
誰でも入れる

RENTAI UNION

相談無料
秘密厳守



06-6583-5546
✉ web@rentai-union.com

会社の言いなりでは あなたの権利は消えるだけ……

■ 未払い残業は行政刑罰が科される

未払い賃金の消滅時効の制度には、時間を「中断」させることができる手続きがあります。「いますぐ払え!」と請求しないまでも、未払い賃金があることを認めさせるといった対応も必要です(=債務の承認)。

労働組合を入れて交渉することで、会社側が時効による消滅を主張せずに支払う例も多くあります。

経営が厳しいからといって、あなたが一生懸命働いた賃金を支払わない理由になどありません。「1日の残業時間は15分単位で切り捨てる」などのような独自のルールを設けている会社がありますが、これは違法です。

未払い賃金があるような会社は、他にも労働者に分からないように違法行為を行っている可能性が高いので一緒にチェックすることから始めましょう。

辞めてしまった会社の未払い賃金も泣き寝入りなどせず取り戻しましょう。

未払い賃金に限らず
はたらくあなたの
相談に対応します!
安心してご相談ください。

ひとりで
誰でも入れる

RENTAI UNION

相談無料
秘密厳守



06-6583-5546
✉ web@rentai-union.com